

毎日のお仕事お疲れ様です。
今回の「おさめーるだより」は、『市県民税(確定)申告』と『新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置』についてお知らせします。



令和2年中の所得の申告受付期間は、令和3年2月3日(水)から令和3年3月17日(水)までとなっています。下に該当する方は、必要書類を持参のうえ、令和3年1月に全戸配布予定の『令和3年度市県民税申告について(お知らせ)』に記載の申告会場へお越しください。

◆申告書を提出しなければならない人◆

- ① 営業、農業、その他事業(大工、左官、ホステスなど)、不動産、一時金(生命保険金等の満期返戻金)、土地・建物等の譲渡所得などの所得があった人
- ② 給与所得者のうち次のような人
 - ・勤務先から給与支払報告書の提出がされていない人
 - ・令和2年中に就職や退職をした人で年末調整の済んでいない人
 - ・不動産や年金など給与以外にも所得のあった人

※給与所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です(農業、漁業、外交員報酬等)。

- ③ 年金、恩給など公的年金の受給者のうち、次のような人

- ・不動産や給与など公的年金以外に所得のあった人
- ・社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除等を受けようとする人

※公的年金収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です。

◆申告の際用意していただくもの◆

- ① 市県民税申告書
- ② 印鑑
- ③ 個人番号カード等(申告する方だけでなく、被扶養者(扶養されている方)や事業専従者の分も必要です。番号をメモ等して持参することも可能です。)、身元確認のための運転免許証、障害者手帳など。※個人番号カード保持者については、身元確認書類は不要です。
- ④ 令和2年中の収支を明確にできるもの
源泉徴収票、農協・漁協等の出荷証明書(※農協以外に出荷している場合も必ず出荷証明書等を持参してください。)、収支差引簿、預金通帳、経費の領収書等(領収書は漏れの無いようすべて持参してください。)

※平成26年1月から、事業所得(営業、農業)、不動産所得、山林所得が生ずべき業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっていますので、関係資料を持参してください。

- ⑤ 令和2年中に支払った社会保険料などの領収書や生命保険料などの控除証明書など。
- ⑥ 障害者控除を受ける人は障害者手帳や福祉事務所長発行の障害者控除対象者認定書など。
- ⑦ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書、医療費通知、レシート(個人ごと、病院・薬局ごとに仕分けをしてきてください。)

※国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者等は、令和2年中が無収入の方や非課税収入(障害年金や遺族年金等)のある方も全員申告が必要です。申告をされないと、保険料(料)の軽減措置が適用されません。

新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置



新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋及び機械設備等の償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額をゼロまたは2分の1とします。

※軽減を受けるためには、申告が必要です。

Q1.軽減措置の対象は？

中小事業者等（性風俗関連特殊営業等を除く。）が所有する事業用家屋及び償却資産（土地及び事業用以外の家屋は対象になりません。）

Q2.軽減措置の割合は？

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期間と比べて減少した場合、その割合に応じて以下のとおり軽減されます。

50%以上減少 …… 全額

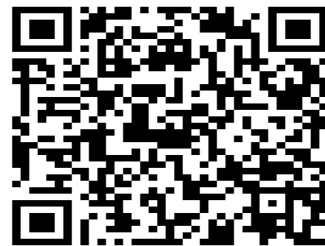
30%以上50%未満減少 …… 2分の1

Q3.軽減措置を受けるには？

令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）（消印有効）までの間に、認定経営革新等支援機関等に確認を受けた申告書の原本を税務課固定資産税係へ提出する必要があります。

※期限経過後の提出は受け付けられませんのでご注意ください。

詳細な情報については、市ホームページにも掲載しています。
右記のQRコードにてアクセスできますので、ご利用ください。



市税等についての各種問い合わせ先について

課税の内容・申告について

- ・固定資産税・償却資産関係
⇒固定資産税係(内線234・235)
- ・固定資産税以外の市税等・確定申告関係
⇒市税係(内線229・233)

納税相談・納付について

収納整理係(内線231・232)

口座振替・還付について

管理係(内線228)

